

特定非営利活動法人日本ディベート協会定款

第1章 総則	
(名称)	第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ディベート協会という。また、英文名を Japan Debate Association といひ、その略称を JDA とする。
(事務所)	第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区西池袋三丁目34番1号立教大学異文化コミュニケーション学部 師岡淳也研究室におく。
(目的)	第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、ディベート大会の開催、ディベート及び議論学に関する教育活動、研究活動、国際交流などの活動を行うことにより、日本におけるディベート及び議論学の普及及び発展を目的とする。
(特定非営利活動の種類)	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 国際協力の活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業)	第5条 この法人は、第3条(目的)の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。 (1) ディベート大会の開催 (2) ディベート及び議論学に関する講演、セミナーその他教育活動の実施 (3) ディベート及び議論学に関する研究活動の実施 (4) ディベート及び議論学に関する国際交流の実施 (5) 目的を同じくする団体又は個人に対する支援事業
第2章 会員	
(会員の種別)	第6条 この法人の会員は次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動法人法(以下「法」という。)の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人 (2) 準会員 この法人の目的に賛同した個人及び団体のうち、正会員としての表決権を有しないもの (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
(入会)	第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
(入会金及び会費)	第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)	第9条 次の各号のいずれかに該当した会員は、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。 2 前項において資格を喪失した会員は、支払済の入会金及び会費の返還を請求することができない。
(退会)	第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

<p>(除名)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当した会員は、総会の議決により除名することができる。この場合において、理事長は、議決の前にその会員に対して弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 法令又はこの定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名譽を棄損し又はこの法人の目的に反する行為があったとき。</p>
<p>第3章 役員等</p>
<p>(役員の種類及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員をおく。</p> <p>(1) 理事 3人以上</p> <p>(2) 監事 1人以上</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とし、1人を専務理事とする。</p>
<p>(選任等)</p> <p>第13条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選によって選任する。</p> <p>3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又はその役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p> <p>4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。</p> <p>5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。</p>
<p>(職務)</p> <p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。ただし、この法人と理事長との利益が相反する事項については、副理事長又は専務理事がこの法人を代表する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、この法人の業務を統括し、副理事長に事故あるとき又は副理事長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>5 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>6 監事は次の業務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前2号の監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。</p>
<p>(任期等)</p> <p>第15条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>
<p>(欠員補充)</p> <p>第16条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p>
<p>(役員解任)</p> <p>第17条 理事が次の各号のいずれかに該当した場合には、理事会において出席した理事の3分の2以上の多数による議決により解任することができる。この場合において、理事長は、理事会の議決の前にその理事に対して弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>2. 監事が次の各号のいずれかに該当した場合には、総会の議決により解任することができる。この場合において、理事長は、総会の議決の前にその監事に対して弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p>
<p>(役員報酬等)</p> <p>第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内において、総会の議決に基づき報酬を受けることができる。</p>

<p>2 役員は、その職務を執行するために必要と認められる費用を支出したときは、その費用の償還を請求することができる。</p>
<p>第4章 会議</p>
<p>(種別) 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p>
<p>(総会の構成) 第20条 総会は正会員をもって構成する。</p>
<p>(総会の権能) 第21条 総会は次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散及び合併 (3) 会員の除名 (4) 事業計画及び予算 (5) 事業報告及び決算 (6) 役員の選任及び監事の解任 (7) 役員の報酬 (8) 解散における残余財産の帰属 (9) その他理事会が総会に附議した事項</p>
<p>(総会の開催) 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。 (3) 監事が第14条(職務)第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p>
<p>(総会の招集) 第23条 通常総会は、第30条(理事会の権能)第1号の議決に基づき、理事長が招集する。 2 臨時総会は、理事長が招集する。ただし、前条(開催)第2項第3号の場合には、監事が招集する。 3 前条(総会の開催)第2項第1号又は第2号の請求があったときは、理事長は、請求を受けた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 理事長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール等)をもって、開催の日より少なくとも5日前までにすべての正会員に通知しなければならない。監事が前条(総会の開催)第2項第3号に基づき総会を招集するときも同様とする。</p>
<p>(総会の議長) 第24条 総会の議長は、理事長が務める。</p>
<p>(総会の定足数) 第25条 総会は、第50条(定款の変更)、第51条(解散)及び第53条(合併)に規定する場合を除き、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p>
<p>(総会の議決) 第26条 総会における議決事項は、第23条(総会の招集)第3項によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法(電子メール等)により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</p>
<p>(総会での表決権等) 第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法(電子メール等)をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項により表決をした正会員は、第25条(総会の定足数)、前条(総会の議決)及び次条(総会の議事録)第1項の適用においては総会に出席したものとみなす。 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p>
<p>(総会の議事録) 第28条 理事長は、総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所</p>

<p>(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面又は電磁的方法（電子メール等）により同意の意思表示をしたことにより総会の議決があったとみなされた場合には、理事長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の議決があったとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前項の事項の提案をした者の氏名及び名称</p> <p>(3) 総会の議決があったとみなされた日及び正会員総数</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>
<p>(理事会の構成)</p> <p>第29条 理事会は、理事をもって構成する。</p>
<p>(理事会の権能)</p> <p>第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 総会に附議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>
<p>(理事会の開催)</p> <p>第31条 理事会は次のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。</p>
<p>(理事会の招集)</p> <p>第32条 理事会は理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条（理事会の開催）第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。ただし、理事長は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>3 理事会を招集するときは、理事長は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）により、開催の日の少なくとも5日前までには通知しなければならない。</p>
<p>(理事会の議長)</p> <p>第33条 理事会の議長は、理事長が務める。</p>
<p>(理事会の定足数)</p> <p>第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。</p>
<p>(理事会の議決)</p> <p>第35条 理事会における議決事項は、第32条（理事会の招集）第3項によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 第17条（役員の解任）第1項の場合を除くほか、理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>
<p>(理事会の表決権等)</p> <p>第36条 理事の表決権は、平等とする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決権の行使を委任することができる。</p> <p>3 前項により表決をした理事は、第34条（理事会の定足数）、第35条（理事会の議決）第2項、第38条（理事会の議事録）第1項第2号の適用においては理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>
<p>(書面又は電磁的方法による理事会)</p> <p>第37条 第34条（理事会の定足数）及び第35条（理事会の議決）第2項にかかわらず、理事長は、書面又は電磁的方法（電子メール等）により提案をすべての理事に送付し、理事に対して、書面又は電磁的方法（電子メール等）により同意又は不同意の意思表示を求めることにより理事会を行うことができる。</p> <p>2 前項の場合には、理事会は理事の過半数の意思表示により成立し、意思表示を行った理事の過半数の同意により提案が可決されたものとする。</p>

<p>(理事会の議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、理事長は、次の事項を記載した議事録を作成し、すべての理事に送付しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記する。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>2 前条（書面又は電磁的方法による理事会）の方法により理事会を開催した場合には、理事長は、次の事項を記載した議事録を作成し、すべての理事に送付しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の決議があったとみなされた日</p> <p>(2) 提案の内容</p> <p>(3) 理事の総数及び意思表示をした理事の数</p> <p>(4) 議決の結果</p>
<p>第5章 資産</p>
<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄附金品</p> <p>(4) 財産から生じる収益</p> <p>(5) 事業に伴う収益</p> <p>(6) その他の収益</p>
<p>(資産の区分)</p> <p>第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第41条 この法人の資産は専務理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>
<p>第6章 会計</p>
<p>(会計原則)</p> <p>第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。</p>
<p>(会計区分)</p> <p>第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条（事業計画及び予算）にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>
<p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けた後、総会の議決を受けなければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>(臨機の措置)</p> <p>第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p>

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、その出席者の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第51条 この法人は、次の事由により解散する。
- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、その出席者の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

- 第53条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席した総会において、その出席者の3分の2以上の多数による議決を経て、所轄庁の認証を受けなければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局及び支部

(事務局及び支部の設置)

- 第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局及び支部を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員をおくことができる。
- 3 支部には、支部長及び必要な職員をおくことができる。

(事務局長、支部長及び職員の任免)

- 第56条 事務局長、支部長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

(組織及び運営)

- 第57条 事務局及び支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- | | | | | |
|----------|-----------|--------------|---------|---------|
| 理事長 青沼智 | 副理事長 瀬能和彦 | 専務理事 師岡淳也 | 理事 安藤温敏 | 理事 飯田浩隆 |
| 理事 井上奈良彦 | 理事 岩永哲享 | 理事 筧一彦 | 理事 加藤貴之 | 理事 角松生史 |
| 理事 菅家知洋 | 理事 久保健治 | 理事 濱田（後藤）久里子 | | 理事 小山雄輔 |
| 理事 是澤克哉 | 理事 鈴木健 | 理事 田島慎朗 | 理事 田中時光 | 理事 久島玲 |
| 理事 松本茂 | 理事 矢野善郎 | 理事 芳野洋文 | 監事 櫻井功男 | |
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条（任期等）第1項にかかわらず、この法人の設立日から2022年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条（事業年度）にかかわらず、この法人の成立の日から2021年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条（事業計画及び予算）にかかわらず、設立総会の定め

るところによる。

6 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第8条（入会金及び会費）にかかわらず、次のとおりとする。

入会金：当面の間は徴収しない 年会費（正会員）：5,000 円

年会費（準会員）（個人・団体）：2,000 円

年会費（賛助会員）（個人・団体）：一口 5,000 円（一口以上）